

広島県告示第六百十八号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十五年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 名 称      | 医療法人社団明清会<br>山田記念病院 |
| 所 在 地    | 三原市宮浦六丁目二番一<br>号    |
| 効力を有する期限 | 平成一八年七月三一日          |
| 備 考      | 更新                  |